

名古屋市告示第52号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和8年2月9日

名古屋市長 広沢一郎

1 医科

医療機関名	所在地	辞退年月日
きんさんクリニック	名古屋市中区錦三丁目15番15号	令和7年12月16日

2 薬局

医療機関名	所在地	辞退年月日
藤掛薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通2丁目16番地の1	令和7年12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課